

# 告示

## 埼玉県選管告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、神川町選挙管理委員会から次のとおり施設の名称及び管理者の変更があった旨の報告があった。

令和二年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧) 神川村就業改善センター	埼玉県児玉郡神川町植竹九百番地一	(旧) 神川村長職務代理 助役 木村栄治	二百五十人
(新) 神川町就業改善センター		(新) 神川町長	